相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市大菅南一八番、最後の住所岐阜県岐阜市大菅南一八番三九号　被相続人　亡　松原　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　事務所岐阜市杉山町一〇　一階A号室　山田徹法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市宗猷寺町一五八番地、最後の住所岐阜県高山市三福寺町一一〇番地五豊楽園　被相続人　亡　岩井　義秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　岐阜県高山市花岡町二丁目五五番地の二五　相続財産管理人　弁護士　打保　敏典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県飛騨市神岡町東町四〇三番地、最後の住所岐阜県飛騨市神岡町梨ケ根八五番地　被相続人　亡　梶田　そで

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　岐阜県高山市花岡町二丁目五五番地の二五　相続財産管理人　弁護士　打保　敏典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区新富町五丁目二二番地、最後の住所静岡市駿河区西島九三〇番地の五　被相続人　亡　橋本ツヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　静岡市葵区呉服町一丁目一番一四号　まどか法律事務所　相続財産管理人　弁護士　増田　英行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区青柳町六丁目五番地二、最後の住所名古屋市守山区向台一丁目一五〇一番地　被相続人　亡　水野　宏幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号　側島ノリタケビル二階　名古屋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　樽井　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡大紀町錦八六六番地一、最後の住所三重県松阪市鎌田町二七五番地一　被相続人　亡　谷口　はや

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　三重県松阪市飯南町粥見四四六八番地二、事務所三重県松阪市下村町九八四番地三フォンテーヌ二〇一号　相続財産管理人　竹田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市奥山四〇五番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　元田　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　兵庫県姫路市北条口二丁目七二番地　相続財産管理人　谷林　一憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県濱田市大字田橋六八番二地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原田　長十

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　島根県浜田市上府町イ二六三五番地　相続財産管理人　三浦　欣也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡築上町大字下別府一二〇九番地、最後の住所福岡県築上郡築上町大字下別府一一九八番地　被相続人　亡　新　初美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　福岡県行橋市大橋二丁目五番一五号　相続財産管理人　國永　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日向市美々津町二八六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原田　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　宮崎県日向市大字財光寺四一二番地一　相続財産管理人　長友　憲一

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十三年十一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月二十六日　東京都中央区日本橋三丁目一三番五号　株式会社京樽　規約型企業年金清算人　高岡周一郎

第49期決算公告

平成23年12月26日
東京都練馬区中村北一丁目1番4号
富士商工株式会社
代表取締役　髙木　隆司

貸借対照表の要旨（平成23年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,539,754
	固定資産	394,045
	合計	1,933,800
純資産の負債及び部	流動負債	625,539
	固定負債	112,188
	株主資本	1,196,073
	資本金	13,000
	利益剰余金	1,183,073
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	1,182,373
	（うち当期純利益）	(74,171)
	合計	1,933,800

第54期決算公告

平成23年11月28日
東京都武蔵野市関前３丁目22番10号
株式会社岡本組
代表取締役社長　岡本　厚夫

貸借対照表の要旨（平成23年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,744
	固定資産	54,875
	合計	107,619
純資産の負債及び部	流動負債	46,528
	固定負債	19,031
	株主資本	42,060
	資本金	20,000
	利益剰余金	22,060
	（利益準備金）	(2,250)
	（その他利益剰余金）	(19,810)
	合計	107,619

(注)　当期純損失　48,688千円

第７期決算公告

平成23年12月26日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
ハイドラ・フォー・ファンディング・コーポレーション
日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨（平成23年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,543
	固定資産	37,345,876
	その他	192,977
	合計	37,547,396
純資産の負債及び部	流動負債	8,291
	固定負債	37,539,576
	本金	27
	利益剰余金	△497
	（うち当期純損失）	(74)
	合計	37,547,396